

唐津藩小川島の捕鯨史料〔1〕

―文政く天保頃「鯨組方一件」―

宮 森
崎 弘
克 子
則

はじめに

文政三（一八二〇）年以降、アメリカやイギリスの捕鯨船が鯨を追って日本の近海に頻繁に現れるようになると、江戸時代の西海地方では大規模産業であった捕鯨業は、徐々に衰退に向かうようになる。西海地方の巨大鯨組の一つであった唐津藩の中尾組は、捕鯨環境の変化に加えて、藩が経営する「御手組」による捕鯨や藩主の交代、後継者問題など、特別な事情を抱えていた。「鯨組方一件」はそのような背景の中で、鯨組の維持を模索していた史料である。



〔鯨組方一件〕について

「鯨組方一件」は、東京在住の細田徹氏が所蔵されている。そのコレクションは『勇魚文庫』と名付けられ、現在、佐賀県立博物館に寄託されている。装丁は縦二四・二cm、横一六・七cm、紙縫綴の書冊で、表紙の中央部に「鯨組方一件」と書かれている。本文一頁の一行目右下方に、「藤松甚次郎鯨組咄手扣」とあり、巻末に「右之通、組方咄荒増書取候」とある。これから、藤松甚次郎が鯨組の総支配を勤めていた頃の回想録であり、本史料はその写本である。

（藤松甚次郎について）

口述者の藤松甚次郎についての詳細はわからない。本史料の内容から、次のようなことを知ることができる。父藤松甚次郎は、生島仁左衛門常敵（『鯨魚覽笑録』の著者）と共に三代目中尾甚六（茂啓）鯨組の支配人を勤めた。父の死後、甚次郎を名乗り酒造業を営んでいたが、五代目中尾甚六（雅憲）に懇願されて、文政三（一八二〇）年に中尾組の総支配を引き受けた。しかし、五代目甚六没後、組内での軋轢もあり組から二度立ち退いたが、不漁の度に懇願されて総支配を引き受けた。

甚次郎は、総支配を勤めた天保三（一八三二）年冬から四年春にかけての不漁により、中尾組の一六〇〇両の負債の内、五〇〇両を請け負わざるを得なくなった。その返済のために家業の酒造道具から家屋敷・家財までの全てを抵当に入れ、天保五（一八三四）年中尾組を立ち退いた。

甚次郎の出自についても、委しいことはわからないが、本文中に「中尾と甚次郎儀は先祖代々より訳合も在之家筋二而」や「中尾・藤松両家の儀は先祖より訳在之家柄」、あるいは、「中尾出世前之中尾・藤松、先祖より代々被申伝候訳も在之候」という文言が見られる。中尾・藤松両家の間にある先祖代々からの「訳合」がどのようなものかについては記されていない。「西海鯨鯢記」（柴田恵司著『海事史研究』第三四号、一九八〇年、九八頁）は、西国に初めて捕鯨業を伝えた人物「紀州の住藤松半右衛門」（谷村友三「西海鯨鯢記」）に関して、「宇右衛門尉正俊兄弟鯨組を率いて西下、弟は小川島に本拠を置き、兄は西進して平戸度島に抛り、のち小値賀町六島に鯨組を置いた」としている。甚次郎はこの藤松氏の流れを汲む人物であろうか。

（史料の成立）

「鯨組方一件」の成立年を確定する事は難しい。本史料中の「中尾雄之助殿（七代目甚六）最早十ヶ年跡之事故、誠二年若二而在之候二付・・」や「当春も魚若二而、組上銀は勿論御役所納金も速無之、困窮被致候」という文言を手がかりに推測してみよう。一二歳で家督を継いだ雄之助は、甚次郎が中尾組を立ち退いた天保五年頃には一五歳であった。この口述時が、それより一〇カ年後のことであると解釈すれば、天保一四年（一八四三）頃の成立とみることができよう。また、小川島の捕鯨は天保一四年冬より中尾組は休業し、草場組の操業となっている。草場組は弘化三（一八四六年）まで操業している（安政六年「鯨組要用記」。「当春」を口述した年の春と解釈すれば、本史料の成立は天保一四年と推測される。

(史料の概略)

「鯨組方一件」の主な内容は、藤松甚次郎が中尾鯨組の総支配人を勤めた文政三(一八二〇)年から、鯨組を立ち退いた天保五(一八三四)年頃までの、鯨組の経営と組織内部の統率の難しさについて、甚次郎の側から記されたものである。

大漁で莫大な利益を得ると、その利権に預かろうとする者が集まる。鯨組の経営に参加しようと支配人に加わる者、新古の証文をかき集めて借銀の返済を督促する債権者などである。一方、不漁ともなれば、次期の捕鯨漁準備のための仕入金や糧米確保、雇業者へ支払う賃金など、莫大な費用の調達に苦慮しなければならなかった。そのために、網株だけではなく家屋敷・家財道具まで抵当に入れ、領内外の豪商や京都の公家等からも借銀をして、資金を捻出をしなければならなかった。

また唐津藩は、水野氏と小笠原氏による「御手組」捕鯨が、度々行われている。特に、水野氏から小笠原氏への藩主交代時期の「御手組」(文化一三年～文政二年)の間に、組方の規律が大きく乱れたという。国替えの準備で忙しい旧藩主水野氏の監視の目が薄れ、新藩主小笠原氏は捕鯨については「不案内」であった。その隙に乗じて、納屋方の者に「心得違い」の者が出てきた。「御手組」の下では、収獲の多少にかかわらず、給銀は確実に支払われる。そのために、私欲による不正が行なわれたという。この「御手組」時代に総支配を任されたのは、五代目中尾甚六(雅徳)であった。

五代目甚六は文政九(一八二六年)に若くして病没した。そして、跡を継いだ六代目(甚十郎)もその二年後に没している。文政一二(一八二九年)、組主となった七代目甚六(雄之助)は、まだ一二歳であった。総支配人として七代

目甚六を補佐するために全力を注いだ藤松甚次郎であったが、天保三年冬から四年の春にかけての不漁は、彼の財産のほとんどをも奪った。

(小川島捕鯨と鯨組)

小川島で捕鯨を行った鯨組について「鯨組要用記」と「小川島捕鯨大意書」を主な史料として以下にまとめた。異説がある場合は併記し、その出典を()で示した。

文禄年間(一五九二～九五)

唐津藩主 寺沢氏

「鯨組思立給へども漁師なき故紀州熊野浦へ漁父雇に遣たれし状、呼子浦へ所持の者あり」(唐津拾風土記)

元禄三年(一六九〇)

初代中尾甚六(仁六)突組を開始(「小川島捕鯨大意書」) 漁場所不明

元禄四年(一六九二)

唐津藩主 土井氏

正徳元年(一七一二) 初代中尾甚六突組を始める(「呼子町史 ふるさと呼子」) 漁場不明
享保元年(一七二六) 八月、初代中尾甚六没(「鯨の供養塔」)

宝暦五年(一七五五)

三代目中尾甚六「鯨の冥福を祈るため、鯨一頭の代価を以て龍昌院を再興」

宝暦一二年(一七六二)

唐津藩主 水野氏

益富又左衛門(「鯨組要用記」)

宝曆一三年(一七六三)

土肥市兵衛

明和六年(一七六九)

八月、二代目中尾甚六没

明和三年(一七六六)冬

藩主水野氏の「御手組」

安永元年(一七七二)冬

中尾甚六、安永七年冬まで「御手小納屋」(筋・骨)〔鯨組要用記〕

天明二年(一七八二)冬

土肥市兵衛

天明六年(一七八六)冬

中尾組甚六

寛政三年(一七九二)

八月、三代目中尾甚六没

寛政四年(一七九二)

土肥市兵衛

寛政五年(一七九三)冬

中尾甚六

寛政七年(一七九五)冬

中尾甚六・常安九右衛門の組合捕鯨

寛政一一年(一七九九)冬

藩主水野氏の「御手組」

享和三年(一八〇三)冬

中尾甚六

文化七年(一八一〇)

七月、四代目中尾甚六没

文化九年(一八一二)

小川島捕鯨の鯨組不明〔鯨組要用記〕／中尾組〔小川島捕鯨大意書〕

文化一一年(一八一四)

藩主水野氏の「御手組」

文化一四年(一八一七)

唐津藩主 小笠原氏

藩主小笠原氏の「御手組」(総支配中尾甚六)

文政三年(二八二〇) 〽

中尾甚六

文政五年(二八二二) 〽

藩主小笠原氏の「御手組」

文政六年(二八二三) 〽

中尾甚六

文政九年(二八二六) 〽

八月、五代目中尾甚六没

文政十一年(二八二八) 〽

九月、中尾甚十郎没(六代目中尾家当主)

天保二年(二八三二) 〽

七代目雄之助、龍昌院に「鯨鯢千本供養」建立

天保五年(二八三四) 〽

草場治兵衛(唐津商人)・中川清左衛門組合(鯨組要用記)

草場治兵衛・中尾甚六組合捕鯨(小川島捕鯨大意書)

「組方休二相成」(鯨組方一件)

天保七年(二八三六) 〽

中尾甚六

天保十四年(二八四三) 〽

草場治兵衛(鯨組要用記)

弘化四年(二八四七) 〽

中尾甚六(以下典拠は「小川島捕鯨大意書」)

嘉永六年(二八五三) 〽

草場治兵衛

安政二年(二八五五) 〽

中尾甚六

文久二年(二八六二) 〽

藩主小笠原氏の「御手組」

文久三年(二八六三) 〽

中尾甚六

元治元年(二八六四) 〽

藩主小笠原氏の「御手組」

慶応二年（一八六六）

山口（名護屋村商人）

明治元年（一七六八）

中尾甚六

参考史料・文献

牧川鷹之祐「『鯨組方一件』の研究」（『筑紫女学園短期大学紀要』4号、昭和四四年）において、牧川氏が全文の読み下しを紹介されているが、当時と本史料の所蔵は異なっており、改めて本文を紹介している。

寛政八年写「唐津拾風土記」（『鍋島文庫』、佐賀県立博物館寄託）

安政六年 中尾茂喜「鯨組要用記」（『中尾家文書』 唐津市教育委員会寄託）

佐々木雄堂「鯨の供養塔」（『肥前史談』第11巻第五号、肥前史談会発行 昭和一三年）

「小川島捕鯨大意書」（『小川島捕鯨志』 近世長崎文化資料刊行会 昭和三二年）

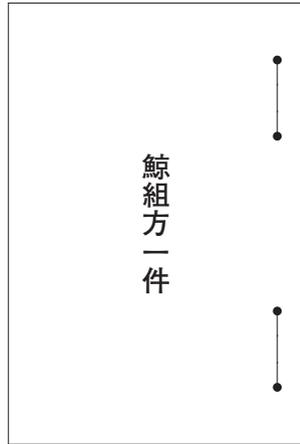
「呼子町史 ふるさと呼子」（『呼子町史編さん委員会編 平成一七年 ぎょうせい』）

常安暢「牧川ノート中の中尾・常安・生島家系図について」（『末盧国』第161号 松浦史談会 平成十七年）

凡例

- ・「、」・「・」は解読者による。
- ・（ ）内は解読者による註。中尾家歴代当主については、唐津市呼子町の龍昌院に安置されている位牌及び「鯨鯢千本供養」塔の碑文に従った。「鯨鯢千本供養」塔側面には「天保二年卯月 中尾七代雄之助組」と記されている。
- ・与_レと、合_レより、茂_レも、者_レは、と_レする。
- ・合字_ノ（して）・ホ（等）・而（て）はそのまま残した。
- ・旧字・俗字体は、人名・固有名詞以外は常用漢字にした。

細田徹氏所藏（『勇魚文庫』、佐賀県立博物館寄託）



藤松甚次郎鯨組咄手扣

一、御所替砌（文化十四年）御手組之時分、中尾先甚六（五代目 雅徳）殿小川致組受、其節藤松甚次郎儀総支配鯨網仕立方先規之通仕入組仕出候処、初年（文政三）魚四拾六本取揚、金二千両程之利益、左候処、網破逃魚多在之候二付、甚次郎致工夫、先規之仕入方とは違新芋入方相増、其外仕直候物も在之、組出之上は沖場備方も波座士共と日々致談合漁業仕候処、

翌二年目（文政四）ニは鯨六十疋本取揚、金三千兩余得利益、翌三年目（文政五）ニは被遊御手組ニ、勝木五郎右衛門、藤右衛門、飯屋村良左衛門、生嶋源右衛門、右三人之者共致支配、魚四拾本余取揚、其後（文政六）又候甚六殿依願ニ組受被為仰付、其節甚六殿大病二付、旁以甚次郎へ任総支配相成致漁業候処六拾本余年々取揚、及七十本ニ候手柄も在之、其時分は年々大造之利益在之候処、甚六殿大病ニ而前後致忘脚、夢中之様ニ相成居候処、大坂竹重庄兵衛旧借差引方同人勝手次第我俣仕候処、右甚六殿大病ニ在之候得共（はカ）、相尋候儀も明白不仕、庄兵衛より古証文数々差出、甚次郎へ掛合候得共、得と相考候は、伏見宮様へ銀二百七拾メ目程甚六殿拝借在之候二付、庄兵衛より外ニ差出候数々之証文取合セ、総高二而二百七拾貫目ニ相成候哉と存候処、今又証文数々差出候は、定而右弍百七十メ^ツ又ニ証文相改候節、外口々之証文ハ失念ニテ、甚六殿手元へ請

取不申在之候処、今甚六殿大病ニ付夢中ニ相成候故、右庄兵衛より差出候と存、猶又竹重庄兵衛兼而心底不宜人ニ付、右一条兎角竹重と甚次郎致争論、兼而は睦間敷仕候得共、右差引ニ付度々争論之末、伏見宮様へ庄兵衛より申込、甚次郎鯨組方可被遊差除旨甚六殿弟甚十郎（六代目）殿并ニ九右衛門（常安）殿へ致沙汰、甚次郎へは病氣ニ付組方出勤不相成候ニ付出勤御免之一札、甚次郎より差出候様被申聞候ニ付、甚次郎よりも病氣之一札差出立退申候、其時分甚六殿致病死、常安九右衛門殿・中尾甚十郎（茂廣）殿兩名ニ而、平戸津吉浦・五嶋宇久島、小川組共ニは三組仕出被致、左候処、其時分甚十郎殿被致病死（文政十二）候ニ付、常安九右衛門殿本家帰、甚六殿と被致改名、其節、五島宇久島・平戸津吉組大造成損失在之、御他領之組揚出来兼、網株書入証文差出、借用金ヲ以組揚被致候処、大坂竹重始其外当御交易所御名目ニ而、篠崎政兵衛其外藤松善右衛

門・山下庄兵衛・山口久右衛門・茂右衛門・七兵衛、右之人々江、鯨網大造証文ニ書入在之候処、其外御領内ハ勿論御他領より借り入候借財高、御他領仕出候網株ニ而足り合不申候程借財引当ニ相成、御交易所始伊藤新五右衛門・篠崎政兵衛杯は中尾家へ數日出張、小川組之網迄も借財為引当受取可申杯と嚴敷掛合、其外借財方多勢之者共中尾家へ催促ニ參、殊之外騷立候折柄、甚六殿は隱居被仰付、元常安家へ引取候様蒙御沙汰、今之甚六（七代目）雄之助）殿若年雄之助と申而漸十二歳ニ被成候ニ付、借財も容易ニ折合不申、小川組願繼之儀も容易ニ不被為仰付、中尾親類始組方支配別当共も一同熟談之上、藤松甚次郎宅へ參相頼候は、致総支配、借財之儀も折合セ、組願繼も致呉候様甚次郎へ頼談仕居候処、其節波多八角殿雄之助殿之後見被仰付、甚次郎總支配之儀も中尾親類始波多八角殿被願出候而、藤松甚次郎總支配被仰付、夫ニ付八角殿・甚次郎中尾家へ立入諸借

財取調申候所、御浦方御役所始伏見宮様其外、且は御隣国又ハ御国方商人口々新古借財高総ノ壹万八千兩程在之候処、容易ニ折合不申候得共、波多八角殿・

甚次郎丹精ヲ以右借財暫為淀、御他領之組は浦受返上仕、小川組五結ニノ仕出候処、丑（文政十二）之冬より寅（天保元）ノ春迄鯨五十本余取揚、金二千兩之得利益、翌二年目寅ノ冬より卯（天保二）春迄又五拾本余、是又二千兩間近利益在之、左候処、卯春波多八角殿始中尾親類申談事ニ而、勝木嘉右衛門・呼子藤右衛門支配人へ差加度被致相談、甚次郎相考候は、組方法令相崩猥ニ相成候処、致嚴重二候へハ兎角諸人之氣ニ入不申、勝木嘉右衛門、次ニ藤右衛門杯は不寄何事ニ、兎角人之氣ニ入候様申者共ニ而柔弱ニノ、人之氣ニ不入事は少々之不益之儀は不構差扣候、左候得は甚次郎ハ悪方役之様ニ相成、尤組方法令猥ニ相成候事も不構、行形ニ致置候得は、人之氣ニ入候へ共、左候時は法令も相崩、組方も立

行兼候様罷成候半と相察候二付、組方引退度旨甚次郎致相談候処、八角殿五島有川組殊之外執心ニ被存、親類其外別当中も同腹ニ而大村領江之島組も相好、兼而評判宜場所柄故、甚次郎も致同腹、浦受仕度兩浦へ罷越候処、評判程ニは無之、甚次郎格別相好不申、空敷致帰国候、且小川組五結ニ仕出候而は曾太

（莫大カ）之雜用ニ相成候故、元之致三結半ニ候ハ、格別利益可在之と一流（統カ）致相談、親類常安儀兵衛杯ハ限而三結半ヲ相好、藤右衛門杯ハ年若之時より組方へ出勤仕候得共、勘定方而已相勤候故、鯨漁業之儀は極々不案内、皆々白人共大勢片言斗申立候二付、甚次郎も無詮方小川組立退申候

一、三結半ニノ右人共致支配、卯（天保二）之冬仕出候処、辰（天保三）正月半頃迄漸十壹本取揚、魚ハ大造相見候得共、不調子ニ而取損多有之候、左候処、甚次郎浦山方御役所御用被仰付、御沙汰之趣ニは、当年魚通は大造相見候得共、不調子ニ而漸十壹本取

揚、余り漁若二付、御運上始其外納物亦御不安心二被思召上候二付、藤松甚次郎へ総支配御任被仰付候、依之、今三結半之備去年通五結之備二、漁業丹精可仕候様被為仰付、中尾家へ困在之候鯨網御封印之株被為遊御渡候二付、早速小川島へ渡海、沖立仕候処、殊之外不調子二而、魚は大造相見候得共、漸壹本宛掛取候処正月末二相成五結之備相揃、調子も次第二相直り、二月初旬より一日二三本・四本・五本・六本、日々取重候時も在之、三月末迄四拾壹本取揚、前之拾壹本合而五十二本取揚二相成候

一、勝木嘉右衛門・藤右衛門、御役所より御沙汰は無之候得共、我前より支配立退申候

一、辰（天保三）之春組揚、中尾借財催促人数多在之候処、卯（天保二）之秋嘉右衛門・藤右衛門支配二而前作事之時分仕入金調達相成兼、下地淀二成置候借財、口々少々宛金子致借用、淀ヲ付置候金子古借ヲ起、新借二直、証文改、借財高夥敷罷成、返済方

及手二不申、組揚後も借財折合兼、右二付、辰（天保三）之秋二相成候ハ、仕入金調達も相成兼可申哉と、殊外心痛罷在候、左候処、神集島内へ年々入込之魚夥敷相見候二付、冬は神集島春は馬渡島浦受願、組仕出候ハ、如何ニ在之候哉と、波座士共其外別当共へ致相談候処、諸人一同至極可然と相心得候二付、神集島浦受願上候処願之通被仰付、世間一同銀主共始勇ヲ成両組之仕出方金子、曾太^{マツ}之入用調達追々出来、両組仕出候処、甚次郎嫉妬之者致出来、右正月半より小川組総支配御任二相成候儀御内分申込、右様被仰付候様相心得候哉、大ニ恨嫉妬ヲ成、甚次郎よりは御内分御願申上候儀無之候得共、甚次郎事影より色々致讒奏、常安儀兵衛杯は兼而私欲之望色々甚次郎へ致相談候得共、儀兵衛望之通存分不致出来、兎角同人共申候藤右衛門杯ヲ相好、尤藤右衛門二不限、其外召使給銀取之者は、中尾為不為ハ（之）儀は格別不厭、兎角親類杯之氣二入候致斗、

甚次郎ハ中尾不為之儀は、親類始其外たり共推而相
断候ニ付、第一、是本之儀より兎角甚次郎憎ヲ受、
雄之助（七代目）殿年若ニ在之候得は、望事不相叶
候者ハ、一同甚次郎相憎候

一、辰（天保三）之冬、神集島組漁業之儀第一不運之
儀は、東風吹続、猶又辰之秋長雨降続、満島沖・濱
崎沖より海相濁り、其年と限り組出より正月迄も海
中清水ニ相成不申、神集島沖清水之処斗り魚通都而
地ニ寄兼、殊ニ波座士共は初年之事故、浦不案内之
儀も在之、終ニは致不漁、小川島之儀ハ相応之漁事
ニ在之候得共、正月初旬より鯨肉類壹斤ニて廿四文、
猶又追々ニ引下、二月・三月ニは、十五文・十六文
と致下直（値）、油壹丁代高直之処、金壹両壹歩ト
メ至極下直（値）之処、壹両ニも相成、只今之鯨相
場壹本ニ而二百両ニも相成候魚ハ、漸百二、三十両
ニも相成候、右傍ニて大造成損失と罷成、組揚も甚
六ヶ敷在之候処、加布里岩本より曾太致借財、組揚

仕、其末神集島組仕出之儀は甚次郎壹人之所為之様
ニ申立、嫉妬之者共色々致讒言候

一、波多八角殿組方後見御免被仰付、伊藤新五右衛
門殿被致心配、甚次郎も白人へ相困候ニ付、総支配
御免御願可申上旨心配之処、新五右衛門殿是ヲ致承
知、同人より被申聞候は、今総支配御断申上候而は、
第一御上へ不忠、御益組之事故、是非支配致相続へ
く由、左も無之候ハ、拙者より存念ヲ以御役所へ
申上、御咎ニも可相成旨可申上処、如何相心得候哉、
其儀も不厭退可申哉、又は是迄之通総支配可致哉と
色々被致理解、間ニは無理非道之儀も被申聞候ニ付、
又々巳（天保四）之冬致総支配出組之処、漁事ハ相
応ニ致候得共、淀付置候借財、勝木嘉右衛門・藤右
衛門斗りニ而旧借引起在之、其上、年々之大損共ニ
は曾太相畳り難凌、然共組揚之儀は、金三百両米五
百俵在之候へハ組揚出来申候得共、右揚銀調達出来
兼、御拜借奉願上候処、御内沙汰ニは御聴濟被仰付

候二付、明後日右拝借金御役人様御持参二而、御渡海之上組揚被遊候趣御内定承知仕、奉掛御苦勞候段重畳奉恐入候得とも誠ニ難有、一応安心仕居候得共、又候御役所へ被御召出被仰付候は、御時節柄旁二而組方拝借不被遊御叶候二付、組揚之儀は藤松甚次郎へ被為仰付候、早々手元より組揚可仕由被為仰付、誠ニ甚次郎当惑仕、夫より又々所々方々へ金子借用相談仕、又は網株引当ニ而借用可仕、手段仕居候折柄、嫉妬之者共二、三人致頭取、手先之者ヲ使、銀主方へ申遣候は、組株之儀は伏見御殿より拝借在之候二付、組株引当ニ而致貸方候得は御引上ニ可相成、御殿江書入之品とは諸人兼而承知之事故、借用先口々一同破談ニ相成、最早甚次郎儀も致方無之、分別相極、甚次郎身代限り差出可申と、家財始、衣類、腰之者、其外家内子供衣類迄も質入、御拝借米ニ而仕入候酒迄も不残差出候得共、家屋敷並ニ酒造道具は加布里岩本より組方借用金之引当前年より証文差

入置候二付、是は取扱も不相成、甚次郎身代限り差出相渡候得共、中々以及手ニ不申、最早此上は水主・波座士之賃銭は勿論借財方も組株配当為致候外、手段無之

一、組株之儀は伏見宮様引当ニ相成居候処、夫ニ付宮様御役人年々御下ニ相成、猶又大坂御藏屋敷様へも年々奉掛御苦勞、兎角御上之御勞煩ニ罷成候儀は数年之事ニ御座候二付、右旁も在之如何と相考無是非事ニ存、且小川島之儀は散乱之後、神集島組株困在之候二付、是ヲ以跡より追々都合仕度極、御内分御伺申上、組株ニ而組揚仕、扱猶々嫉妬之者共致頭取、色々悪事ヲ企、甚次郎へ為致自害、又は舌も喰切セ度抔ト内談ニ而、組揚騒動之中ニも、伏見宮様拝借連印之者共より、中尾親類其外別当共より一同大納屋へ寄集、甚次郎へ申候は、伏見御殿書入之品致散乱候ハ、連印之者共一流御呼登セニ相成、如何蒙御答候儀は眼前之事ニ候故、宮様より御呼登セ之節

は、甚次郎耆人罷登り、蒙御咎、中尾雄之助（七代目）始同親類中其外別当連印之者共へ決而掛難洪不申と、一札差出候様長々敷案紙差出候二付、案文之通相認差出、宮様より如何之蒙罪ヲ候共甚次郎耆人にて引受、連印之者共へ聊掛難洪不申旨相答受取候

一、中尾雄之助殿最早十ヶ年跡之事故、誠二年若二而在之候二付、心外之事而已致出来、嫉妬之者致頭取、同服之者追々相憎、甚次郎も皆々望之通舌も喰切可申哉と残念ニ存候得共、元根甚次郎邪成儀仕出候寛無之、存生之内ニは追々雄之助殿被致成長候ハ、一度は雄之助殿被致感服候半と、存候二付、乍残念差扣居申候

一、甚次郎組方法令正、賞罪相糺、私欲之者其外物ヲ致猥ニ、兼而被呵候者ハ嫉妬之者へ致同服、甚次郎私欲とてハ且以不仕候間、目之前ニ而ハ一言も彼是不申得、影より色々と悪口雜言申立、尤、此儀も甚次郎時之不運無是非事と相心得、其末加布里岩本よ

り組方借財凡千六百両差滞在之候処、新開御手当金と申立、日田表へ御訴訟申上、御掛合ニ相成、御役所よりは程能為折合候様被仰付候、且小川組之儀は草場治兵衛浦請仕、別当共中尾借財折合方一向頼着不仕、右不折合ニ而、奉掛御勞煩、其御咎ニ而甚次郎入牢被仰付、借財折合方之儀は中尾別当共甚次郎親類之者、右之者共致相談、加布里岩本借財内済仕、不奉掛御苦勞候様可仕旨御沙汰被仰付、右之者共より数日談合仕候得共、折合不申、甚次郎は病氣ニ而村方宿下被仰付、専養生仕居候処、慎中ニ北国屋東兵衛甚次郎宅へ申来候は、加布里岩本借財証文面之通加布里岩本へ相渡候様御内意在之候二付、家屋鋪明渡可申由東兵衛より申候得共、為甚六殿之、家屋敷迄も相渡候而は、家内・子供ニ至迄路頭ニ迷候二付、容易ニ明渡不申と相答候処、明渡不申候ハ、千六百両之内家屋敷・酒造道具ト、五百両出銅（銀カ）可致候、何れ両様之内御内沙汰二付、如何様取計借

財方為折合候様嚴敷致催促、親類共より当金五百兩不致出来相断候得は、東兵衛殊之外憤り候二付、甚次郎親類共も誠ニ当惑仕候、左候処、甚次郎も病氣得数日少々快相成候二付、乍病中介抱人付添、加布里岩本へ罷越熟談内濟仕度旨、御内分奉歎上候処、歎之通被仰付、夫二付介抱人付添、加布里岩本へ罷越、中尾よりは清水坊其外別当罷越、一同相歎致相談候へ共、容易ニ承知不仕、千六百兩之内五百兩甚次郎家屋敷引当十六カ年賦ニ相極、其外甚六殿方も十六カ年賦ニ相極、尤五百兩之内百兩其節当金差入候様相談ニ而相濟候二付、甚次郎身代限組揚金ニ差出候、残家財其外自身は勿論家内子供ニ至迄、櫛・筭或は茶器・賭刀・小脇指・衣類は丸裸同様ニ相成、夜具類・蚊帳ホ迄質入又は売払、漸金三十兩調達、残り七十兩ハ弟甚内より致調達、都合百兩、加布里岩本ニ相渡、残り四百兩家屋敷・酒造道具証文二書入、村役人・庄屋・名頭奥印ヲ受、証文差入内濟仕

候処、今以右之年財（賦カ）嚴敷催促在之候得共、其後無商売ニて行届不申、商売仕度元金借用相談仕候へ共、借用金引当無之、元錢借出候手段も無之、猶又右組方借財千六百兩之内訳五百兩切放、甚次郎引請候訳も毛頭無御座候、然レ共、右之次第ニ而奉掛御苦勞候二付、不得止事引請、併組揚之時分、甚次郎身代限差出候訳は、組方一同數百人之者共殊ニ御他領之者共引払も出来不申、糧米ホも不相渡候而は、可及餉（湯）命ニと右往左往ニ騒立、及変儀候ハ、段々奉掛御苦勞候中、猶々御上之恐も在之、右様取計、一ト先ツ一流為引払申候、右千六百兩借用之内、切放甚次郎引請、左も無之候ハ、家屋敷証文面之通相渡候様東兵衛ヲ以甚次郎へ數度嚴敷御沙汰被仰付候儀、甚次郎不審ニ心付候ニ而入牢御免之後、極御内分ニて御伺申上候処、御上より右様之御内沙汰は毛頭無之、中尾始親類・別当、甚次郎之親類之者も一同致内談、内濟可仕様一筋ニ被仰付候趣

追々承知仕候二付、東兵衛へ甚次郎より申候は、御内沙汰と在之候二而千六百兩之内五百兩引受、致年賦二候処、何方様より右様御内沙汰在之候哉と相尋候処、東兵衛相答候は、実は御上より之御内沙汰は無之候得共、折合方致世話呉候様中尾より相頼、且は余り延々罷成御上二も被遊御苦勞候二付、右様取計不申候而は不致急埒候二付、全自身之計にて、右様致内談候と、東兵衛相答申候

一、中尾と甚次郎儀は先祖代々より訳合も在之家筋二而、今之甚六殿父甚六（五代目）殿、甚次郎宅へ参被申候は、御所替御小川組致願受度、左候処、先御代（藩主水野氏）御手組之時分、御所替二付御国御出立前御繁用旁組方法も猥二相成居候処、納屋方御召使被遊候者追々心得違之者出来仕候折柄、当御手組乍恐御不案内之御方様二相成候二付、組方作法も相立兼、然所、組願相濟候ハ、組仕出可致候得共、組方作法も正不相成候而は、勘定も引合申間敷、夫

二付、甚次郎致総支配呉候様被相頼候処、甚次郎相答候は、近年組方相止、酒造商売専仕候得は、今致支配、組法ヲ以賞罪正仕候ハ、諸人之憎ヲ受、第一私之商売本業ニ差障候二付、御断可申と相答候処、重而甚六（五代目）殿被申候は、中尾・藤松両家之儀は、先祖より訳合在之家柄、今、常安・生島其外親類多在之候へ共、中尾出世前之中尾・藤松先祖より代々被申伝候訳も在之候処、藤松甚次郎ハ暫組方相止、酒造商売専と致渡世安堵二被暮候得共、今中尾家は誠ニ相沈難渋ニ罷在、依之致組受中尾致再興度、然共、組方作法も猥二相成、是ヲ以前々通取調申、総支配任候者外二見立無之、可頼人ニ社（こそ）大事ヲ相頼候処、今専酒造商売ニ而安堵ニ相暮候連、中尾再興不構見限候は、如何之存念ニ在之候哉扨と誠ニ被致大赤面、其外色々難尽筆紙ニ、再三被參被致理解候処、甚六（五代目）殿年若旁中尾再興二付、甚次郎儀も誠ニ見ニ忍兼、総支配役致約定、夫二付

組受願被差出、其折柄大坂より怒井竹重被下、組願も相濟、左候処、中尾家一日之糧米ニも差支候折柄ニ付、金銀米錢甚次郎手元より差出既ニ組方仕入根起金も致出銅（銀）、其上追々組方心配仕掛候処、怒井竹重仕入金借用相談相濟、怒井竹重・中尾同船ニ而登坂被致、其跡ニ而所々より金子借出前作事木相濟、怒井竹重より借用之金子ハ、漸組出前間ニ合候様大坂より被差下候得共、仕入金半高ニも取合不申尺（佩カ）請取致組出候処、鯨四拾六本取揚、其節ハ御運上等も格別之御勘弁在之候ニ付、二千両程も利益在之候処、中尾旧借之催促親類共より強仕或は小納屋木相渡候様銘々私欲之致相談候ニ付、甚六（五代目）殿大ニ相困、甚次郎より相断候様甚六殿指図ヲ受相断候処、常安儀兵衛杯親類一同甚次郎相憎申候得共、甚六殿下地困窮之末ニ在之候得は、当御手組之節、被致小納屋候納金等も差滞在之候折柄故、親類之旧借杯払入候余金も無之、且其節怒井竹

重合勺三合前益金相渡、旁残無数候ニ付相断候処、甚六殿八年若故兎角甚次郎より相断候様相心得、甚次郎其頃より相憎、親類中より兎角面倒之事申立候ニ付、骨納屋肉類道具相渡、小納屋為致置候儀も在之候、親類共之儀は常安儀兵衛始其頃は小牧杯は外人憎も致間敷候得共、望通之儀相断候へハ兎角影より致譏奏相憎候、納屋方出勤之者も中尾再興之儀ニ付、組法ヲ以賞罪相糺候時は、水主・波座士ハ格別相歎勵ヲ成出精仕候得共、納屋方出勤之者ハ表向斗ニ而、内心ニは相歎不申、既ニ漁事ニ在之候ニ付、中尾勘定場番頭始給銀之外頭立候者ハ、金拾両且ハ八両、五両、三両、壹両、或は一步、式歩、小前者迄、夫々心附相渡、又は褒美木相与、組揚之節ハ漁事相続候ニ付、先年と違格別致相違、土産物木相増相渡候所、表向は相歎候得共、組方法猥ニ相成候時之内々事ニハ、引合不申候哉、少シ何事歎致出

来候得は空言抔申立、兎角支配人致讒奏候、組揚土
産物亦も模様二寄、増減在之候得共、甚次郎支配中
ハ先年より格別相増置、今以相増候品は格合ニ相成
候半と存候

一、前之甚六（五代目）殿ハ幼年之時分より納屋方被
致支配等もわが身謙り鯨取納之節、浜捌致欠足候者
共追回り不埒之事抔在之候節ハ、角々迄能被氣附賞
罪之事委敷被存候二付、野心之者より致讒奏候儀抔
何程申立候而も、先甚六殿ハ乍居承知之事故、右様
之事ニは不迷、賞罪被相糺候へ共、甚身ヲ謙り角々
迄一応鍛鍊無之組主ハ、兎角野心之者之申事ニ被迷
候仁、世間ニも多有之候

一、加布里岩本年賦金相極候節は、草場組ニ相成候二
付、証文連印中割方支配人甚次郎五百両引受、内百
両当金相渡、残四百両十六年賦、壹ヶ年ニ二十七両
宛、別当中老人前壹両宛年々差出候様証文面家屋敷
書入、尤別当共手元より払入可申証文家屋敷迄書入、

殊ニ村役人奥印旁以不服之者在之候得共、草場組ニ
相成、中尾は組方休ニ相成候故、右相極置候得ども、
再、中尾組受被致候ハ、元之通り中尾へ引讓候二付、
左様得相心（マ）可申と相悟シ、別当中も致承知、手元よ
り壹両宛差出置候二付、其後中尾組ニ相成候二付中
尾へ引請、払方被致候、甚次郎も中尾組受之節引讓
可申筈之処、中尾之為と得相心、漁事模様相見合、
加布里岩本へ相断置候処、其後一年も組方へ被得利
益候儀無之、延々ニ罷成居候

一、甚次郎弱ニ相成候得は色々申触、追々嫉妬之者と
致同服、又は組株散乱前抔、金錢致借用度相談之
人々も在之候得共、日々之糧米も不行届、既ニ御上
ニ奉掛御苦勞候折柄ニ候得は寢食も不安、中々以繰
合も不行届候ニ付押而相断候人々も、組株散乱之節
ハ殊之外被相憎嫉妬之者へ致同服、尤前ニ貸捨り本
も在之候得共其儀は無頓着、重而借用不叶人々も嫉
妬之頭取と致同服、併、諸人氣ニ入候様取斗候得は、

數口之事故、中尾家も相立兼候様罷成、左候而は、先甚六（五代目）殿より推而被相頼候甲斐も無之、中尾相立候得は追々は御上之御為筋にも相成可申と相心得、中尾家立行不申候而は却而御上之御苦勞二罷成候儀と、一心二中尾家大切二相心得候処、中尾之為ニ甚次郎蒙御咎、二度程入牢迄仕、先甚六殿存命ニ在之候へハ、甚次郎余所ニ被存候訳無之候得共、何分今之甚六（七代目）殿年若二付、野心之者より被心迷、却而甚次郎一切ハ悪敷と被存候、且前ニ在之候加布里岩本より組方借財年々嚴敷催促二付、中尾方へ掛合、右金引讓可申覚悟二付、熟意（マツ）之者根合承知之者ハ甚次郎へ心ヲ付、親類之者迄中尾へ引讓可申掛合度旨兼々申候得共、今之甚六（七代目）殿年若二付、時節相待居候処、近年漁若打統、中尾方も加布里岩本年賦金払入方不束ニ相成候故、一年暮二相延、然レ共最早甚六（七代目）殿も被致成長、自身より甚次郎事は勘合在之筈ニ候得共、未夕相分

り不申候哉、猶又甚次郎も無商売二付、旁以加布里岩本年賦銀、当春どもハ中尾へ引讓之掛合是非二可仕存念故大漁相待候得共、当春（天保十四年九）も漁若二而組揚銀は勿論御役所納金も速ニ無之、被致困窮候由承知仕差扣申候、何れ追々掛合諸事明白仕度在之候、就而は甚次郎一切組方銭取込候様風評在之候得共、組方銭壹金たり共不筋之取込無之、中尾差引仕候ハ、甚次郎方へ曾太（マツ）之取前ニ在之候、且弟甚内も元金凡三百両中尾より取前在之候二付、現在今之勘定方致承知候、金銀出入之儀は勘定方受持之役前之事ニ在之、支配人ハ指図而已ニ在之、右二付勘定方と致応対算用仕候へハ、明白可仕候二付、一頃専風評在之候ニ付勘定方へ掛合候所、勘定方も甚次郎取込無之候故、日間（暇）之節決算明白可仕、差引之儀は我々致承知候二付、白人之雜説御頓着被成間敷と、勘定方共より甚次郎へ相答候二付、其俣召置候

一、組方散乱前、御拝借不被為仰付候訳ハ、嫉妬之者より極御内分申上候ハ、此度組方御拝借願之通被仰付候ハ、御領分之者共一流人氣ニ差障候、其訳ハ、窮民御救之御拝借奉願上候へ共、御時節柄二付、願之通御聴濟不被為下候処、鯨組之儀は願之通被為遊御聴濟候へは、御領分之者共一流不服ニ奉存、人氣折合不申、甚次郎ハ、弟甚内兄弟共ニ金子相貯、千両・二千両は手元へ致所持候二付、甚次郎手元より組揚可仕様被仰付度旨御内分奉申上候者在之、夫二付御拝借御聴濟不被為下候様罷成候と、風評在之候

一、最初御手組時分、納屋方出勤之者ハ、甚六（五代目）殿組受被致候儀は相好不申、御手組相好候者勝々有之候、其次第は先御代（水野氏）甚六殿組極漁若之節、繰合差支、組揚難相成、小川組大ニ騷動仕候、其節御役所より組揚ニ相成、沖場之者旅人江御渡方米錢御速ニ被遊候へ共、御領内之者は被遊御差略、組揚後甚六殿より可受取被仰付、小川島引弘

候様御沙汰二付、御領内之者共ハ曾太ニ、取前組揚後甚六殿より可被相渡之処、組願継も出来不申、御手組ニ相成、甚六殿手元難決二付、渡方無之、一流及困窮在之候、且御手組之儀は漁若御損失ニ相成候而も、先御代より給金は勿論、組揚土産迄も御渡被仰付候二付、兎角御手組相望候、右旁ニ而甚六殿（五代目）組受願之節ハ大ニ邪魔いたし、随人之者無之、其節、甚次郎壹人相手ニ組受被致談合、尤甚六殿手元随人之者五、六人在之候得共、可然用達之者は無之候処、組受相濟、追々随人仕候様相成候

一、中尾甚六（三代目）殿先年之組方は合勺之者大勢在之、中興六拾年以前、今之甚六殿之為ニは曾祖父ニ相当り、其時分之支配人中尾之婿先之生嶋仁左衛門、先之藤松甚次郎（本書口述者甚次郎の父）、其外ニも在之候得共、組方合勺之者ハ右兩人へ限り、其頃迄は旅組共ニ三組被仕出、組仕出跡ニも残り備之金三千兩位は年々被致所持、仁左衛門儀甚次郎も中尾

二順シ三組仕出候跡ニも、相応ニ貯金子在之、繁盛之時分六拾年以前、藤松甚次郎寒疾病氣差起、夫ニ付組方出張も不相成、旅組支配相任候者仁左衛門壱人ニ相成、甚六(三代目)殿大ニ力ヲ被落、一組被相止、暫小川組・柏組二組仕出ニ相成居候処、甚次郎長病十ヶ年程引入候得共、組方合勺之儀は相加里居候処、五十年前、先甚六(三代目)殿も同娘仁左衛門女房も被致病死、同年先ノ甚次郎も致病死、今之甚次郎組方受前之錢受取済、幼年之事故組方相離候、其次之甚六(四代目)殿は常安より取婿、組方委數儀は不案内ニ在之候処、合勺之支配人仁左衛門壱人ニ相成り候処、別当始仁左衛門之儀色々致讒奏候、此趣意は、合勺取之者ハ我物故諸事斗方取締強、給金取之者とは格別心底致相違、諸事六ヶ數候ニ付、内心ニは仁左衛門取除度望ニ而、組主へ色々讒言在之、仁左衛門も及困窮ニ致組分、小川組ハ中尾、柏組は中尾(仁左衛門の誤写力)ニ相離仁左衛門

一分ニ而仕出、拾ヶ年致相続、仁左衛門倅源右衛門へ甚六(四代目)殿娘縁組云名附(許婚)在之、睦間敷被致居候処、仁左衛門柏組相潰候ニ付、源右衛門中尾へ立入致世話候ハ、組方出勤之者共、又候六ヶ敷可相成相心得、源左衛門儀組主へ色々致讒奏、甚六殿娘源左衛門縁組も離別ニ相成候、仁左衛門先之甚次郎両人共、合勺在之、我物故万事取締方強有之候へ共、誰有而彼是申者無之候処、仁左衛門壱人ニ相成、終ニは為讒言之、仁左衛門も倅源右衛門も一切は中尾と不和ニ罷成候、都而合勺取之者は我物ニ付、取締方組法ヲ以嚴敷仕候得共、給銀取之者ハ人ニ被憎儀ヲ相考、賞罪委數見分候人無之候而は、大体行形ニ相勤候、兎角誠心ヲ以致丹精候者ハ依讒言其身ヲ損候故、朱交而赤成者多有之候、甚次郎杯も合勺取致総支配候へハ、納屋内之者ハ好不申候、然レ共、賞罪正敷所ヲ以水主・波座士ともは大ニ相歛致丹精候、次ニ鯨中買之者共も相歛申候

一、平戸御領生月組法令正敷、諸事取締方至極致嚴敷候故、何方之致組請候而も、生月組はがんどふ組と相唱、浦人共大二相憎候

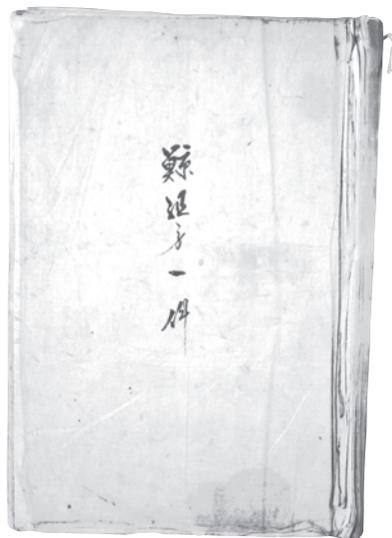
一、対馬組龜屋才兵衛と申組主ハ、自身謙り目代役迄も相勤至而取締強在之候故、是又がんどふ組と浦人共申立、納屋方出勤之者も組主ヲ致讒奏候へ共、依之魚若たり共、格別大損は不仕、有心商人ハ、自身之商売故、左社可有之と賞美仕候

一、加茂儀八組是又取締方強在之候故、納屋方出勤之者ハ大二組主之事致讒奏候へ共、自身渡世故是又左も在之候半と致賞美候者も在之候

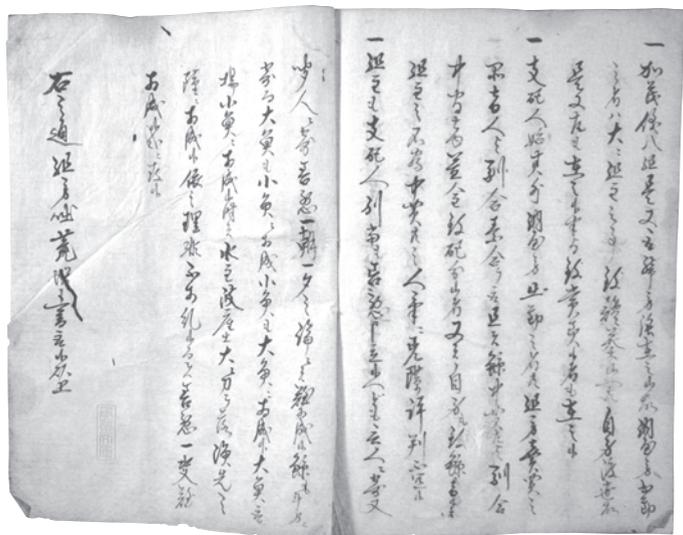
一、支配人始其外納屋方出勤之者共、組方売買之品、商人と馴合、素合(すあい)牙憎||売買の取次ぎ料カ)ヲ取、且は鯨中買共と馴合、中間商益金致配分候者、又は自身も致鯨商候は、組主之不為、中買共之人氣ニ差障評判不宜候

一、組主も支配人・別当も善悪申立候へども、云人ニ寄又聞人ニ寄、善悪一朝一夕之論ニは難相成候、鯨も計方ニ寄而大魚も小魚ニ相成、小魚も大魚ニ相成候、大魚取揚小魚ニ相成候時は、水主・波座士大ニ力ヲ落、漁先之障ニ相成候、依之理非不相糺候ては、善悪一決難相成候哉ニ存候

右之通、組方咄荒増書取候、以上



「鯨組方一件」の表紙



「鯨組方一件」の奥書